

<p style="text-align: center;">《中华人民共和国个人信息保护法》</p> <p style="text-align: center;">（主席令第 91 号）</p> <p style="text-align: center;">（2021 年 8 月 20 日第十三届全国人民代表大会常务委员第三十次会议通过）</p> <p style="text-align: center;">目 录</p> <p>第一章 总 则</p> <p>第二章 个人信息处理规则</p> <p> 第一节 一般规定</p> <p> 第二节 敏感个人信息的处理规则</p> <p> 第三节 国家机关处理个人信息的特别规定</p> <p>第三章 个人信息跨境提供的规则</p> <p>第四章 个人在个人信息处理活动中的权利</p> <p>第五章 个人信息处理者的义务</p> <p>第六章 履行个人信息保护职责的部门</p> <p>第七章 法律责任</p> <p>第八章 附 则</p> <p>第一章 总 则</p> <p>第一条 为了保护个人信息权益，规范个人信息处理活动，促进个人信息合理利用，根据宪法，制定本法。</p> <p>第二条 自然人的个人信息受法律保护，任何组织、个人不得侵害自然人的个人信息权益。</p> <p>第三条 在中华人民共和国境内处理自然人个人信息的活动，适用本法。</p> <p>在中华人民共和国境外处理中华人民共和国境内自然人个人信息的活动，有下列情形之一的，也适用本法：</p> <p>（一）以向境内自然人提供产品或者服务为目的；</p> <p>（二）分析、评估境内自然人的行为；</p> <p>（三）法律、行政法规规定的其他情形。</p>	<p style="text-align: center;">「中華人民共和國個人情報保護法」</p> <p style="text-align: center;">（主席令第 91 号）</p> <p style="text-align: center;">（2021 年 8 月 20 日に第十三回全国人民代表大会常務委員会第三十次会议において可決）</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第一章 総則</p> <p>第二章 個人情報の取扱規則</p> <p> 第一節 一般規定</p> <p> 第二節 個人機微情報の取扱規則</p> <p> 第三節 国家機関による個人情報取扱の特別規定</p> <p>第三章 個人情報の越境伝送規則</p> <p>第四章 個人情報取扱活動中の個人の権利</p> <p>第五章 個人情報取扱者の義務</p> <p>第六章 個人情報保護職責の履行機関</p> <p>第七章 法的責任</p> <p>第八章 附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条 個人情報権益の保護、個人情報取扱活動の規範化、及び個人情報の合理的な利用の促進に向けて、憲法に基づき本法を制定する。</p> <p>第二条 自然人の個人情報は、法律の保護を受け、いずれの組織及び個人も、自然人の個人情報権益を侵害してはならない。</p> <p>第三条 中華人民共和国国内における自然人の個人情報取扱活動は、本法の適用を受ける。</p> <p>中華人民共和国国外における中国国内の自然人の個人情報の取扱活動も、次の各号に掲げる状況の一があったときは、本法の適用を受ける。</p> <p>（一）中国国内の自然人への商品・役務の提供を目的としているとき</p> <p>（二）中国国内の自然人の行為を分析又は評</p>
--	---

<p>第四条 个人信息是以电子或者其他方式记录的与已识别或者可识别的自然人有关的各种信息，不包括匿名化处理后的信息。</p> <p>个人信息的处理包括个人信息的收集、存储、使用、加工、传输、提供、公开、删除等。</p> <p>第五条 处理个人信息应当遵循合法、正当、必要和诚信原则，不得通过误导、欺诈、胁迫等方式处理个人信息。</p> <p>第六条 处理个人信息应当具有明确、合理的目的，并应当与处理目的直接相关，采取对个人权益影响最小的方式。</p> <p>收集个人信息，应当限于实现处理目的的最小范围，不得过度收集个人信息。</p> <p>第七条 处理个人信息应当遵循公开、透明原则，公开个人信息处理规则，明示处理的目的、方式和范围。</p> <p>第八条 处理个人信息应当保证个人信息的质量，避免因个人信息不准确、不完整对个人权益造成不利影响。</p> <p>第九条 个人信息处理者应当对其个人信息处理活动负责，并采取必要措施保障所处理的个人信息的安全。</p> <p>第十条 任何组织、个人不得非法收集、使用、</p>	<p>価しているとき (三) 法律又は行政法規の定めるその他の状況</p> <p>第四条 個人情報とは、電子又は他の方法をもって記録された既に識別されており、又は識別可能である自然人に係る各種の情報をいう。ただし、匿名化処理後の情報は、この限りでない。</p> <p>個人情報の取扱いには、個人情報の収集、保存、使用、加工、伝送、提供、公開、削除などが含まれる。</p> <p>第五条 個人情報の取扱いは、合法性、正当性、必要性及び信義誠実の原則を遵守しなければならない。誤導、詐欺、脅迫などの方法を通じ、個人情報を取り扱ってはならない。</p> <p>第六条 個人情報の取扱いには、明確かつ合理的な目的、及び取扱目的との間における直接の関係性が存在しなければならない。かつ、個人の権益への影響が最小の方法を採択しなければならない。</p> <p>個人情報の収集は、取扱目的の実現に要する最小の範囲に限定しなければならない。個人情報を過度に収集してはならない。</p> <p>第七条 個人情報の取扱いは、公開性・透明性の原則を遵守し、個人情報取扱規則を公開し、取扱いの目的・方法・範囲を明示しなければならない。</p> <p>第八条 個人情報の取扱いは、個人情報の質を保証し、個人情報の不正確性・不完全性に起因した個人の権益に対する悪影響の惹起を回避しなければならない。</p> <p>第九条 個人情報の取扱者は、自らの個人情報取扱活動に責任を負担し、必要な措置を採択して自らが取り扱う個人情報の安全性を保障しなければならない。</p> <p>第十条 いずれの組織及び個人も、他者の個</p>
--	---

加工、传输他人个人信息，不得非法买卖、提供或者公开他人个人信息；不得从事危害国家安全、公共利益的个人信息处理活动。

第十一条 国家建立健全个人信息保护制度，预防和惩治侵害个人信息权益的行为，加强个人信息保护宣传教育，推动形成政府、企业、相关社会组织、公众共同参与个人信息保护的良好环境。

第十二条 国家积极参与个人信息保护国际规则的制定，促进个人信息保护方面的国际交流与合作，推动与其他国、地区、国际组织之间的个人信息保护规则、标准等互认。

第二章 个人信息处理规则

第一节 一般规定

第十三条 符合下列情形之一的，个人信息处理者方可处理个人信息：

- (一) 取得个人的同意；
- (二) 为订立、履行个人作为一方当事人的合同所必需，或者按照依法制定的劳动规章制度和依法签订的集体合同实施人力资源管理所必需；
- (三) 为履行法定职责或者法定义务所必需；
- (四) 为应对突发公共卫生事件，或者紧急情况下为保护自然人的生命健康和财产安全所必需；
- (五) 为公共利益实施新闻报道、舆论监督等行为，在合理的范围内处理个人信息；
- (六) 依照本法规定在合理的范围内处理个人自行公开或者其他已经合法公开的个人信息；
- (七) 法律、行政法规规定的其他情形。

人情報を違法に収集・使用・加工・伝送・売買・提供・公開してならず、国の安全若しくは公益を脅かす個人情報取扱活動に従事してはならない。

第十一条 国は、個人情報保護制度を確立・整備し、個人情報権益侵害行為を予防し、取り締まり、個人情報の保護に向けた宣伝及び教育を強化し、政府・企業・関係社会組織・公衆による個人情報保護への共同参加に向けた良好な環境の構築の推進を行う。

第十二条 国は、個人情報の保護に係る国際的な規則の制定に積極的に参加し、個人情報の保護の面における国際的な交流と提携を促進し、その他の国・地区・国際組織との間における個人情報の保護に係る規則・基準等の相互承認を推進する。

第二章 個人情報の取扱規則

第一节 一般規定

第十三条 次の各号に掲げる状況の一に該当するときは、個人情報の取扱者は、個人情報を取り扱うことができる。

- (一) 個人の同意を取得したとき
- (二) 個人を一方の当事者とする契約の締結若しくは履行に必要不可欠なとき、又は法により制定若しくは締結した労働規則制度若しくは労働協約に従った人的資源管理の実施に必要不可欠なとき
- (三) 法定の職責又は義務の履行に必要不可欠なとき
- (四) 突発的な公衆衛生事件への対応又は緊急の状況下における自然人の生命・健康若しくは財産の安全性の保護に必要不可欠なとき
- (五) 公益のために報道、世論の監督などの行為を実施し、合理的な範囲において個人情報を取り扱うとき
- (六) 本法の規定の下、合理的な範囲において個人が自ら公開した個人情報、又は既に合法的に公開されているその他の個人情報を取り扱うとき

依照本法其他有关规定，处理个人信息应当取得个人同意，但是有前款第二项至第七项规定情形的，不需取得个人同意。

第十四条 基于个人同意处理个人信息的，该同意应当由个人在充分知情的前提下自愿、明确作出。法律、行政法规规定处理个人信息应当取得个人单独同意或者书面同意的，从其规定。

个人信息的处理目的、处理方式和处理的个人信息种类发生变更的，应当重新取得个人同意。

第十五条 基于个人同意处理个人信息的，个人有权撤回其同意。个人信息处理者应当提供便捷的撤回同意的方式。

个人撤回同意，不影响撤回前基于个人同意已进行的个人信息处理活动的效力。

第十六条 个人信息处理者不得以个人不同意处理其个人信息或者撤回同意为由，拒绝提供产品或者服务；处理个人信息属于提供产品或者服务所必需的除外。

第十七条 个人信息处理者在处理个人信息前，应当以显著方式、清晰易懂的语言真实、准确、完整地向个人告知下列事项：

- (一) 个人信息处理者的名称或者姓名和联系方式；
- (二) 个人信息的处理目的、处理方式，处理

(七) 法律又は行政法規の定めるその他の状況。

本法のその他の関連規定に従い、個人情報の取扱いは、個人の同意を取得しなければならない。ただし、前項第二号ないし第七号の定める状況があったときは、個人の同意を取得する必要がない。

第十四条 個人の同意に基づいて個人情報を取り扱うとき、当該同意は、個人による事情の十分な知得を前提とし、自由意志の下、明確に行わなければならない。ただし、法律又は行政法規が、個人情報の取扱いの単独又は書面の同意の取得義務を定めているときは、その規定に従う。

個人情報取扱いの目的若しくは方法、又は取り扱う個人情報の種類に変更が発生したときは、個人の同意を改めて取得しなければならない。

第十五条 個人の同意に基づいて個人情報を取り扱うときは、個人は、自らの同意を撤回することができる。個人情報の取扱者は、同意撤回の簡便な方法を提供しなければならない。個人による同意の撤回は、撤回前に個人の同意に基づいて既に行われていた個人情報取扱活動の効力を妨げない。

第十六条 個人情報の取扱者は、個人による自らの個人情報の取扱いへの不同意又は同意の撤回を理由とし、商品・役務の提供を拒絶してはならない。ただし、個人情報の取扱いが商品・役務の提供に必要不可欠なときは、この限りでない。

第十七条 個人情報の取扱者は、個人情報の取扱いにおいて、顕著な方法及び明白かつ平易な言語をもって、次の各号に掲げる事項を事実即して正確かつ完全に個人に告知しなければならない。

- (一) 個人情報取扱者の名称・氏名、連絡方法
- (二) 個人情報取扱いの目的・方法、取り扱う個人情報の種類・保存期間

的个人信息种类、保存期限；
 (三) 个人行使本法规定权利的方式和程序；
 (四) 法律、行政法规规定应当告知的其他事项。

前款规定事项发生变更的，应当将变更部分告知个人。

个人信息处理者通过制定个人信息处理规则的方式告知第一款规定事项的，处理规则应当公开，并且便于查阅和保存。

第十八条 个人信息处理者处理个人信息，有法律、行政法规规定应当保密或者不需要告知的情形的，可以不向个人告知前条第一款规定的事项。

紧急情况下为保护自然人的生命健康和财产安全无法及时向个人告知的，个人信息处理者应当在紧急情况消除后及时告知。

第十九条 除法律、行政法规另有规定外，个人信息的保存期限应当为实现处理目的所必要的最短时间。

第二十条 两个以上的个人信息处理者共同决定个人信息的处理目的和处理方式的，应当约定各自的权利和义务。但是，该约定不影响个人向其中任何一个人个人信息处理者要求行使本法规定的权利。

个人信息处理者共同处理个人信息，侵害个人信息权益造成损害的，应当依法承担连带责任。

第二十一条 个人信息处理者委托处理个人信息的，应当与受托人约定委托处理的目的、期限、处理方式、个人信息的种类、保护措施以及双方的权利和义务等，并对受托人的个

(三) 本法の定める個人による権利行使の方法・手続

(四) 法律又は行政法規が告知義務を定めるその他の事項

前項の規定に変更が発生したときは、変更部分を個人に告知しなければならない。

個人情報取扱者が、個人情報取扱規則の制定の方法を通じ、第一項の定める事項を告知するときは、取扱規則は、公開され、かつ、閲覧及び保存の用途に便宜を図らなければならない。

第十八条 個人情報の取扱者が個人情報を取り扱う場合において、法律又は行政法規が、秘密保持の義務又は告知の不要を規定しているときは、前条第一項の規定する事項を個人に告知しないことができる。

緊急の状況下において、自然人の生命・健康若しくは財産の安全性を保護するために、適時に個人に告知することができないときは、個人情報の取扱者は、緊急の状況の解消後に、遅滞なく告知しなければならない。

第十九条 法律又は行政法規に別段の定めのある場合を除き、個人情報の保存期間は、取扱目的の実現に要する最短期間としなければならない。

第二十条 二以上の個人情報取扱者が、個人情報取扱いの目的又は方法を共に決定するときは、各自の権利・義務を取り決めなければならない。ただし、当該取決めは、個人からそのうちのいずれか一の個人情報取扱者への本法の定める権利の行使の要求を妨げない。

個人情報の取扱者は、個人情報を共に取扱い、個人情報の権益を侵害して損害をもたらしたときは、連帯責任を法により負担しなければならない。

第二十一条 個人情報の取扱者は、個人情報の取扱いを委託するときは、受託者との間において、取扱いを委託する目的・期間、取扱いの方法、個人情報の種類、保護の措置、双方

人信息处理活动进行监督。

受托人应当按照约定处理个人信息，不得超出约定的处理目的、处理方式等处理个人信息；委托合同不生效、无效、被撤销或者终止的，受托人应当将个人信息返还个人信息处理者或者予以删除，不得保留。

未经个人信息处理者同意，受托人不得转委托他人处理个人信息。

第二十二条 个人信息处理者因合并、分立、解散、被宣告破产等原因需要转移个人信息的，应当向个人告知接收方的名称或者姓名和联系方式。接收方应当继续履行个人信息处理者的义务。接收方变更原先的处理目的、处理方式的，应当依照本法规定重新取得个人同意。

第二十三条 个人信息处理者向其他个人信息处理者提供其处理的个人信息的，应当向个人告知接收方的名称或者姓名、联系方式、处理目的、处理方式和个人信息的种类，并取得个人的单独同意。接收方应当在上述处理目的、处理方式和个人信息的种类等范围内处理个人信息。接收方变更原先的处理目的、处理方式的，应当依照本法规定重新取得个人同意。

第二十四条 个人信息处理者利用个人信息进行自动化决策，应当保证决策的透明度和结果公平、公正，不得对个人在交易价格等交易条件上实行不合理的差别待遇。

通过自动化决策方式向个人进行信息推送、

の当事者の権利・義務などを取り決め、受託者の個人情報取扱活動に対する監督を行わなければならない。

受託者は、取決めに従って個人情報を取り扱わなければならない、取り決めた取扱いの目的・方法などを超過して個人情報を取り扱ってはならない。委託契約が発効せず、無効化し、取り消され、又は終了したときは、受託者は、個人情報を個人情報取扱者に返還し、又は削除しなければならない、これを保留してはならない。個人情報取扱者の同意を経ずに、受託者は、個人情報の取扱いを他者に再委託してはならない。

第二十二条 個人情報の取扱者は、合併、分割、解散、破産宣告などの原因により、個人情報を移転する必要性があったときは、受領者の名称・氏名及び連絡方法を個人に告知しなければならない。受領者は、個人情報取扱者の義務を引き続き履行しなければならない。受領者が元の取扱いの目的・方法を変更するときは、本法の規定に従って個人の同意を改めて取得しなければならない。

第二十三条 個人情報の取扱者は、自らが取り扱う個人情報をその他の個人情報取扱者に提供するときは、受領者の名称・氏名及び連絡方法、取扱いの目的・方法、並びに個人情報の種類を個人に告知し、個人の単独の同意を取得しなければならない。受領者は、上述の取扱いの目的・方法、個人情報の種類などの範囲において個人情報を取り扱わなければならない、元の取扱いの目的・方法を変更するときは、本法の規定に従って個人の同意を改めて取得しなければならない。

第二十四条 個人情報の取扱者による個人情報を利用した自動処理での意思決定の実施は、意思決定の透明性、及び結果の公平性・公正性を保証しなければならない、個人に対して取引価格等の取引条件の面における不合理かつ差別的な待遇を実施してはならない。

自動処理での意思決定の方法を通じた個人へ

商业营销，应当同时提供不针对其个人特征的选项，或者向个人提供便捷的拒绝方式。

通过自动化决策方式作出对个人权益有重大影响的决定，个人有权要求个人信息处理者予以说明，并有权拒绝个人信息处理者仅通过自动化决策的方式作出决定。

第二十五条 个人信息处理者不得公开其处理的个人信息，取得个人单独同意的除外。

第二十六条 在公共场所安装图像采集、个人身份识别设备，应当为维护公共安全所必需，遵守国家有关规定，并设置显著的提示标识。所收集的个人图像、身份识别信息只能用于维护公共安全的目的，不得用于其他目的；取得个人单独同意的除外。

第二十七条 个人信息处理者可以在合理的范围内处理个人自行公开或者其他已经合法公开的个人信息；个人明确拒绝的除外。个人信息处理者处理已公开的个人信息，对个人权益有重大影响的，应当依照本法规定取得个人同意。

第二节 敏感个人信息的处理规则

第二十八条 敏感个人信息是一旦泄露或者非法使用，容易导致自然人的人格尊严受到侵害或者人身、财产安全受到危害的个人信息，包括生物识别、宗教信仰、特定身份、医疗健康、金融账户、行踪轨迹等信息，以及不

の情報のプッシュ配信及び商業上のマーケティングの実施は、個人の特徴の非対象化の選択肢を同時に提供し、又は簡便な拒絶方法を個人に提供しなければならない。

自動処理での意思決定の方法を通じた個人の権益に重大な影響を及ぼす決定に対し、個人は、説明の実施を個人情報の取扱者に要求することができ、かつ、個人情報の取扱者によるただ自動処理での意思決定の方法のみを通じた決定の遂行を拒絶することができる。

第二十五条 個人情報の取扱者は、自らの取り扱う個人情報を公開してはならない。ただし、個人の単独の同意を取得したときは、この限りでない。

第二十六条 公共の場所における画像収集・個人身分識別用の設備の据付けは、公共の安全性の保護に必要不可欠であり、国の関連規定を遵守し、顕著な注意喚起標識を設置しなければならない。収集された個人の画像と身分識別情報は、ただ公共の安全性の保護の目的にのみ用いることができ、その他の目的に用いてはならない。ただし、個人の単独の同意を取得したときは、この限りでない。

第二十七条 個人情報の取扱者は、合理的な範囲において、個人が自ら公開し、又は既に合法的に公開されているその他の個人情報を取り扱うことができる。ただし、個人が明確に拒絶したときは、この限りでない。個人情報の取扱者は、既に公開されている個人情報の取扱いが、個人の権益に対して重大な影響を及ぼすときは、本法の規定に従って個人の同意を取得しなければならない。

第二節 個人機微情報の取扱規則

第二十八条 個人機微情報とは、ひとたび漏えいし、又は違法に使用されたときは、自然人の人格上の尊厳に対する侵害、又は人身若しくは財産の安全性に対する脅威を容易に引き起こす個人情報（生体認証、宗教・信仰、特定の

<p>满十四周岁未成年人的个人信息。</p> <p>只有在具有特定的目的和充分的必要性，并采取严格保护措施的情形下，个人信息处理者方可处理敏感个人信息。</p> <p>第二十九条 处理敏感个人信息应当取得个人的单独同意；法律、行政法规规定处理敏感个人信息应当取得书面同意的，从其规定。</p> <p>第三十条 个人信息处理者处理敏感个人信息的，除本法第十七条第一款规定的事项外，还应当向个人告知处理敏感个人信息的必要性以及对个人权益的影响；依照本法规定可以不向个人告知的除外。</p> <p>第三十一条 个人信息处理者处理不满十四周岁未成年人个人信息的，应当取得未成年人的父母或者其他监护人的同意。</p> <p>个人信息处理者处理不满十四周岁未成年人个人信息的，应当制定专门的个人信息处理规则。</p> <p>第三十二条 法律、行政法规对处理敏感个人信息规定应当取得相关行政许可或者作出其他限制的，从其规定。</p> <p>第三节 国家机关处理个人信息的特别规定</p> <p>第三十三条 国家机关处理个人信息的活动，适用本法；本节有特别规定的，适用本节规定。</p> <p>第三十四条 国家机关为履行法定职责处理</p>	<p>身分、医療・健康、金融口座、行動履歴などの情報、及び十四歳未満の未成年者の個人情報を含む。)をいう。</p> <p>ただ特定の目的及び十分な必要性が存在しており、かつ、厳格な保護措置が採択されている状況下においてのみ、個人情報の取扱者は、個人機微情報を初めて取り扱うことができる。</p> <p>第二十九条 個人機微情報の取扱いは、個人の単独の同意を取得しなければならない。ただし、法律又は行政法規が、個人機微情報の取扱時における書面の同意の取得義務を定めているときは、その規定に従う。</p> <p>第三十条 個人情報の取扱者は、個人機微情報を取り扱うときは、本法第十七条第一項の定める事項のほかにも、さらに、個人機微情報の取扱いの必要性、及び個人の権益に対する影響を個人に告知しなければならない。ただし、本法の規定に従って個人に告知しないことができるときは、この限りでない。</p> <p>第三十一条 個人情報の取扱者は、十四歳未満の未成年者の個人情報を取り扱うときは、未成年者の父母又は他の後見人の同意を取得しなければならない。</p> <p>個人情報の取扱者は、十四歳未満の未成年者の個人情報を取り扱うときは、特別な個人情報取扱規則を制定しなければならない。</p> <p>第三十二条 法律又は行政法規が、個人機微情報の取扱時における関連行政許可の取得義務、又は他の制限を定めているときは、その規定に従う。</p> <p>第三節 国家機関による個人情報取扱の特別規定</p> <p>第三十三条 国家機関による個人情報の取扱活動は、本法の適用を受け、本節に特別な規定があるときは、本節の規定の適用を受ける。</p> <p>第三十四条 国家機関は、法定の職責を履行</p>
---	--

个人信息，应当依照法律、行政法规规定的权限、程序进行，不得超出履行法定职责所必需的范围和限度。

第三十五条 国家机关为履行法定职责处理个人信息，应当依照本法规定履行告知义务；有本法第十八条第一款规定的情形，或者告知将妨碍国家机关履行法定职责的除外。

第三十六条 国家机关处理的个人信息应当在中华人民共和国境内存储；确需向境外提供的，应当进行安全评估。安全评估可以要求有关部门提供支持协助。

第三十七条 法律、法规授权的具有管理公共事务职能的组织为履行法定职责处理个人信息，适用本法关于国家机关处理个人信息的规定。

第三章 个人信息跨境提供的规则

第三十八条 个人信息处理者因业务等需要，确需向中华人民共和国境外提供个人信息的，应当具备下列条件之一：

- （一）依照本法第四十条的规定通过国家网信部门组织的安全评估；
- （二）按照国家网信部门的规定经专业机构进行个人信息保护认证；
- （三）按照国家网信部门制定的标准合同与境外接收方订立合同，约定双方的权利和义务；
- （四）法律、行政法规或者国家网信部门规定的其他条件。

中华人民共和国缔结或者参加的国际条约、

するために個人情報を取り扱うときは、法律及び行政法規の定める権限・手続に従って行わなければならない。法定職責の履行に必須な範囲・限度を超えてはならない。

第三十五条 国家機関は、法定の職責を履行するために個人情報を取り扱うときは、本法の規定に従って告知義務を履行しなければならない。ただし、本法第十八条第一項の定める状況に該当しており、又は告知が国家機関の法定職責の履行を妨害するときは、この限りでない。

第三十六条 国家機関が取り扱う個人情報は、中国国内において保存しなければならない。中国国外への提供が確かに必要なときは、セキュリティ評価を行わなければならない。セキュリティ評価は、支持と協力の提供を関連部門に要求することができる。

第三十七条 法令の下に授権された公共事務管理の職能を司る組織は、法定職責の履行のために個人情報を取り扱うときは、本法の国家機関による個人情報取扱の関連規定の適用を受ける。

第三章 個人情報の越境伝送規則

第三十八条 個人情報の取扱者は、業務等の必要性により、中国国外への個人情報の提供が確かに必要なときは、次の各号に掲げる条件の一を満たしていなければならない。

- （一）本法第四十条の規定に従った国家インターネット情報部門のセキュリティ評価への合格
- （二）国家インターネット情報部門の規定に従った専門機構を介した個人情報保護認証の実施
- （三）国家インターネット情報部門が制定する契約のひな型に従った中国国外の受領者との契約の締結、双方の当事者の権利・義務の取決め
- （四）法律、行政法規又は国家インターネット情報部門が定めるその他の条件

ただし、中華人民共和国の締結又は参加した

协定对向中华人民共和国境外提供个人信息
的条件等有规定的，可以按照其规定执行。

个人信息处理者应当采取必要措施，保障境
外接收方处理个人信息的活动达到本法规定
的个人信息保护标准。

第三十九条 个人信息处理者向中华人民共
和国境外提供个人信息的，应当向个人告知
境外接收方的名称或者姓名、联系方式、处理
目的、处理方式、个人信息的种类以及个人向
境外接收方行使本法规定权利的方式和程序
等事项，并取得个人的单独同意。

第四十条 关键信息基础设施运营者和处理
个人信息达到国家网信部门规定数量的个人
信息处理者，应当将在中华人民共和国境内
收集和产生的个人信息存储在境内。确需向
境外提供的，应当通过国家网信部门组织的
安全评估；法律、行政法规和国家网信部门
规定可以不进行安全评估的，从其规定。

第四十一条 中华人民共和国主管机关根据
有关法律和中华人民共和国缔结或者参加的
国际条约、协定，或者按照平等互惠原则，处
理外国司法或者执法机构关于提供存储于境
内个人信息的请求。非经中华人民共和国主
管机关批准，个人信息处理者不得向外国司
法或者执法机构提供存储于中华人民共和国
境内的个人信息。

第四十二条 境外的组织、个人从事侵害中
华人民共和国公民的个人信息权益，或者危害
中华人民共和国国家安全、公共利益的个人
信息处理活动的，国家网信部门可以将其列

國際的な条約・協定が、中国国外への個人情
報の提供に対する条件等を定めていたとき
は、その規定に従って執行することができる。
個人情報取扱者は、必要な措置を採択し、
中国国外の受領者の個人情報取扱活動が本
法の定める個人情報保護基準を満たしている
ことを保障しなければならない。

第三十九条 個人情報の取扱者が個人情報を
中国国外に提供するときは、中国国外の受領
者の名称・氏名、連絡方法、取扱いの目的・方
法、個人情報の種類、個人から中国国外の受
領者への本法の定める権利の行使の方法・手
続などの事項を個人に告知し、個人の単独の
同意を取得しなければならない。

第四十条 重要情報インフラの運営者、及び取
り扱う個人情報の数量が国家インターネット情
報部門の定める数量に達している個人情報の
取扱者は、中国国内において収集され、又は
発生した個人情報を中国国内に保存しなけれ
ばならない。中国国外への提供が確かに必要
なときは、国家インターネット情報部門のセキ
ュリティ評価に合格しなければならない。た
だし、法律、行政法規又は国家インターネッ
ト情報部門が、セキュリティ評価実施の免除を
定めているときは、その規定に従う。

第四十一条 中華人民共和国の主管機関は、
関連法律若しくは中華人民共和国の締結・参
加した國際的な条約・協定に基づき、又は平等
性・互惠性の原則に従い、外国の司法機関又
は法執行機関が提起する中国国内に保存さ
れた個人情報の提供に係る請求を取り扱う。
中華人民共和国の主管機関の認可を経ずに、
個人情報の取扱者は、中国国内に保存され
た個人情報を外国の司法機関又は法執行機
関に提供してはならない。

第四十二条 中国国外の組織又は個人が、中
華人民共和国の公民の個人情報権益を侵害
し、又は中華人民共和国の国の安全若しくは
公益を脅かす個人情報の取扱活動に従事した

入限制或者禁止个人信息提供清单，予以公告，并采取限制或者禁止向其提供个人信息等措施。

第四十三条 任何国家或者地区在个人信息保护方面对中华人民共和国采取歧视性的禁止、限制或者其他类似措施的，中华人民共和国可以根据实际情况对该国家或者地区对等采取措施。

第四章 个人在个人信息处理活动中的权利

第四十四条 个人对其个人信息的处理享有知情权、决定权，有权限制或者拒绝他人对其个人信息进行处理；法律、行政法规另有规定的除外。

第四十五条 个人有权向个人信息处理者查阅、复制其个人信息；有本法第十八条第一款、第三十五条规定情形的除外。

个人请求查阅、复制其个人信息的，个人信息处理者应当及时提供。

个人请求将个人信息转移至其指定的个人信息处理者，符合国家网信部门规定条件的，个人信息处理者应当提供转移的途径。

第四十六条 个人发现其个人信息不准确或者不完整的，有权请求个人信息处理者更正、补充。

个人请求更正、补充其个人信息的，个人信息处理者应当对其个人信息予以核实，并及时

ときは、国家インターネット情報部門は、当該組織・個人を個人情報提供禁止リストへ組入れ、公告し、かつ当該組織・個人への個人情報の提供の制限・禁止などの措置を採択することができる。

第四十三条 いずれかの国又は地域が、個人情報保護の面において、中華人民共和国に対する差別的な禁止、制限又は他の類似の措置を採択したときは、中華人民共和国は、実状に応じて当該国又は地域に対する対等の対抗措置を採択することができる。

第四章 個人情報取扱活動中の個人の権利

第四十四条 個人は、自らの個人情報の取扱いに対して知る権利と決定権を有し、他者による当該個人の個人情報の取扱いを制限又は拒絶することができる。ただし、法律又は行政法規に別段の定めのあるときは、この限りでない。

第四十五条 個人は、自らの個人情報を個人情報取扱者から調査・閲覧・複製することができる。ただし、本法第十八条第一項又は第三十五条の定める状況に該当するときは、この限りでない。

個人が自らの個人情報の調査・閲覧・複製を請求したときは、個人情報の取扱者は、これを遅滞なく提供しなければならない。

個人が自らの個人情報を自らが指定した個人情報取扱者へ移転することを請求した場合において、国家インターネット情報部門の定める条件を満たしていたときは、個人情報の取扱者は、移転のルートを提供しなければならない。

第四十六条 個人は、自らの個人情報の不正確性又は不完全性に気が付いたときは、個人情報の取扱者に修正又は補完を請求することができる。

個人が自らの個人情報の修正又は補完を請求したときは、個人情報の取扱者は、当該個

<p>更正、补充。</p> <p>第四十七条 有下列情形之一的，个人信息处理者应当主动删除个人信息；个人信息处理者未删除的，个人有权请求删除：</p> <p>（一）处理目的已实现、无法实现或者为实现处理目的不再必要；</p> <p>（二）个人信息处理者停止提供产品或者服务，或者保存期限已届满；</p> <p>（三）个人撤回同意；</p> <p>（四）个人信息处理者违反法律、行政法规或者违反约定处理个人信息；</p> <p>（五）法律、行政法规规定的其他情形。</p> <p>法律、行政法规规定的保存期限未届满，或者删除个人信息从技术上难以实现的，个人信息处理者应当停止除存储和采取必要的安全防护措施之外的处理。</p> <p>第四十八条 个人有权要求个人信息处理者对其个人信息处理规则进行解释说明。</p> <p>第四十九条 自然人死亡的，其近亲属为了自身的合法、正当利益，可以对死者的相关个人信息行使本章规定的查阅、复制、更正、删除等权利；死者生前另有安排的除外。</p> <p>第五十条 个人信息处理者应当建立便捷的个人行使权利的申请受理和处理机制。拒绝个人行使权利的请求的，应当说明理由。</p> <p>个人信息处理者拒绝个人行使权利的请求</p>	<p>人の個人情報を確認し、遅滞なく修正又は補完しなければならない。</p> <p>第四十七条 次の各号に掲げる状況の一が発生したときは、個人情報の取扱者は、個人情報を自主的に削除しなければならない。個人情報の取扱者がこれを削除しないときは、個人は、削除を請求することができる。</p> <p>（一）取扱目的が実現完了し若しくは実現不能であり、又は取扱目的実現のために不要になったとき</p> <p>（二）個人情報の取扱者が商品の供給若しくは役務の提供を停止し、又は保存期間が満了したとき</p> <p>（三）個人が同意を撤回したとき</p> <p>（四）個人情報の取扱者が法律、行政法規又は取決めに違反し、個人情報を取扱ったとき</p> <p>（五）法律又は行政法規の定めるその他の状況</p> <p>法律若しくは行政法規に規定された保存期間が満了しておらず、又は個人情報削除の実現が、技術的に困難であるときは、個人情報の取扱者は、保存と必要な安全保護措置の採択を除く取扱いを停止しなければならない。</p> <p>第四十八条 個人は、自らの個人情報取扱規則に対する説明の実施を個人情報の取扱者に要求することができる。</p> <p>第四十九条 自然人が死亡したときは、同者の近親者は、自らの合法的かつ正当な利益のために、死亡者に係る個人情報に対し、本章の定める調査・閲覧・複製・修正・削除などの権利を行使することができる。ただし、死亡者に生前における別段の手配があったときは、この限りでない。</p> <p>第五十条 個人情報の取扱者は、個人の権利行使申請の受理及び取扱いに係る簡便な仕組みを確立しなければならない。個人による権利行使の請求を拒絶するときは、理由を説明しなければならない。</p> <p>個人情報の取扱者が個人による権利行使の</p>
---	---

的，个人可以依法向人民法院提起诉讼。

第五章 个人信息处理者的义务

第五十一条 个人信息处理者应当根据个人信息处理的目的、处理方式、个人信息的种类以及对个人权益的影响、可能存在的安全风险等，采取下列措施确保个人信息处理活动符合法律、行政法规的规定，并防止未经授权的访问以及个人信息泄露、篡改、丢失：

- (一) 制定内部管理制度和操作规程；
- (二) 对个人信息实行分类管理；
- (三) 采取相应的加密、去标识化等安全技术措施；
- (四) 合理确定个人信息处理的操作权限，并定期对从业人员进行安全教育和培训；
- (五) 制定并组织实施个人信息安全事件应急预案；
- (六) 法律、行政法规规定的其他措施。

第五十二条 处理个人信息达到国家网信部门规定数量的个人信息处理者应当指定个人信息保护负责人，负责对个人信息处理活动以及采取的保护措施等进行监督。

个人信息处理者应当公开个人信息保护负责人的联系方式，并将个人信息保护负责人的姓名、联系方式等报送履行个人信息保护职责的部门。

第五十三条 本法第三条第二款规定的中华人民共和国境外的个人信息处理者，应当在中华人民共和国境内设立专门机构或者指定代表，负责处理个人信息保护相关事务，并将有关机构的名称或者代表的姓名、联系方式等报送履行个人信息保护职责的部门。

請求を拒絶したときは、個人は、法により人民法院に訴訟を提起することができる。

第五章 個人情報取扱者の義務

第五十一条 個人情報の取扱者は、個人情報取扱いの目的・方法、個人情報の種類、個人の権益に対する影響、存在するおそれのあるセキュリティリスクなどに基づき、次の各号に掲げる措置を採択することにより、個人情報取扱い活動が法律及び行政法規の規定に合致するよう確保し、授權を経ていないアクセス及び個人情報の漏えい・改ざん・紛失を防止しなければならない。

- (一) 内部管理制度及び操作規程の制定
- (二) 個人情報に対する分類管理の実施
- (三) 相応の暗号化、非識別化などのセキュリティ技術措置の採択
- (四) 個人情報取扱いの実務権限の合理的な確定、定期的な従業員に対する安全教育及び研修の実施
- (五) 個人情報セキュリティインシデント緊急対応マニュアルの制定、具体的な実施
- (六) 法律又は行政法規の定めるその他の措置

第五十二条 個人情報の取扱数が国家インターネット情報部門の定める数量に達した個人情報の取扱者は、個人情報保護責任者を指定し、個人情報取扱い活動、採択した保護措置などに対する監督の実施を担当させなければならない。

個人情報の取扱者は、個人情報保護責任者の連絡方法などを公開し、個人情報保護責任者の氏名、連絡方法などを個人情報保護職責履行部門に届け出なければならない。

第五十三条 本法第三条第二項の定める中华人民共和国国外の個人情報の取扱者は、中华人民共和国国内に専門機構又は指定代表者を設け、個人情報保護関連事務の取扱いを担当させ、関連機構の名称、代表者の氏名、連絡方法などを個人情報保護職責履行部門

<p>第五十四条 个人信息处理者应当定期对其处理个人信息遵守法律、行政法规的情况进行合规审计。</p> <p>第五十五条 有下列情形之一的，个人信息处理者应当事前进行个人信息保护影响评估，并对处理情况进行记录：</p> <ul style="list-style-type: none"> （一）处理敏感个人信息； （二）利用个人信息进行自动化决策； （三）委托处理个人信息、向其他个人信息处理者提供个人信息、公开个人信息； （四）向境外提供个人信息； （五）其他对个人权益有重大影响的个人信息处理活动。 <p>第五十六条 个人信息保护影响评估应当包括下列内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> （一）个人信息的处理目的、处理方式等是否合法、正当、必要； （二）对个人权益的影响及安全风险； （三）所采取的保护措施是否合法、有效并与风险程度相适应。 <p>个人信息保护影响评估报告和处理情况记录应当至少保存三年。</p> <p>第五十七条 发生或者可能发生个人信息泄露、篡改、丢失的，个人信息处理者应当立即采取补救措施，并通知履行个人信息保护职责的部门和个人。通知应当包括下列事项：</p> <ul style="list-style-type: none"> （一）发生或者可能发生个人信息泄露、篡改、丢失的信息种类、原因和可能造成的危 	<p>に届け出なければならない。</p> <p>第五十四条 個人情報の取扱者は、自らの個人情報取扱活動による法律及び行政法規の遵守の状況に対し、コンプライアンス監査を定期的に行わなければならない。</p> <p>第五十五条 次の各号に掲げる状況の一に該当するときは、個人情報の取扱者は、個人情報保護影響評価を事前に行い、自らの取扱状況に対し、記録を行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> （一）個人機微情報の取扱い （二）個人情報を利用した自動処理での意思決定の実施 （三）個人情報取扱いの委託、その他の個人情報取扱者への個人情報の提供、個人情報の公開 （四）中国国外への個人情報の提供 （五）個人の権益に重大な影響を及ぼすその他の個人情報取扱活動 <p>第五十六条 個人情報保護影響評価には、次の各号に掲げる内容が含まれていなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> （一）個人情報取扱いの目的・方法等の合法性・正当性・必要性の有無 （二）個人権益に対する影響及びセキュリティリスク （三）採択した保護措置の合法性・有効性、リスクの程度への相応性 <p>個人情報保護影響評価報告書と取扱状況記録は、少なくとも三年保存しなければならない。</p> <p>第五十七条 個人情報の漏えい・改ざん・紛失が既に発生しており、又は今後発生するおそれのあるときは、個人情報の取扱者は、救済措置を直ちに採択し、個人情報保護の職責を履行する政府機関及び個人に通知しなければならない。通知には、次の各号に掲げる事項が含まれていなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> （一）個人情報の漏えい・改ざん・紛失が既に発生しており、又は今後発生するおそれのあ
---	---

害；

(二) 个人信息处理者采取的补救措施和个人可以采取的减轻危害的措施；

(三) 个人信息处理者的联系方式。

个人信息处理者采取措施能够有效避免信息泄露、篡改、丢失造成危害的，个人信息处理者可以不通知个人；履行个人信息保护职责的部门认为可能造成危害的，有权要求个人信息处理者通知个人。

第五十八条 提供重要互联网平台服务、用户数量巨大、业务类型复杂的个人信息处理者，应当履行下列义务：

(一) 按照国家规定建立健全个人信息保护合规制度体系，成立主要由外部成员组成的独立机构对个人信息保护情况进行监督；

(二) 遵循公开、公平、公正的原则，制定平台规则，明确平台内产品或者服务提供者处理个人信息的规范和保护个人信息的义务；

(三) 对严重违法法律、行政法规处理个人信息的平台内的产品或者服务提供者，停止提供服务；

(四) 定期发布个人信息保护社会责任报告，接受社会监督。

第五十九条 接受委托处理个人信息的受托人，应当依照本法和有关法律、行政法规的规定，采取必要措施保障所处理的个人信息的安全，并协助个人信息处理者履行本法规定的义务。

る情報の種類・原因、及びもたらされるおそれのある危険

(二) 個人情報取扱者が採択した救済措置、及び個人が採択することのできる危険軽減措置

(三) 個人情報の取扱者の連絡方法

個人情報取扱者による措置の採択が、情報の漏えい・改ざん・紛失によりもたらされる危険を有効に回避することができたときは、個人情報の取扱者は、個人への通知を行わないことができる。個人情報保護職責履行部門は、危険がもたらされるおそれのあるものと判断したときは、個人への通知を個人情報の取扱者に要求することができる。

第五十八条 重要なインターネットプラットフォームサービスを提供しており、利用者数が膨大で、かつ、業務の種類が複雑な個人情報の取扱者は、次の各号に掲げる義務を履行しなければならない。

(一) 国の規定に従って個人情報保護コンプライアンス制度体系を確立・整備し、主として外部の構成員から構成される独立的な機構の設立を通じた個人情報保護状況に対する監督を実施すること

(二) 公開性・公平性・公正性原則を遵守し、プラットフォーム規則を制定し、プラットフォーム内の商品・役務提供者の個人情報取扱上の規範及び個人情報保護義務を明確化すること

(三) 法律又は行政法規に著しく違反して個人情報を取り扱ったプラットフォーム内の商品・役務提供者に対する役務提供を停止すること

(四) 個人情報の保護に対する社会的な責任に関する報告書を定期的に公開し、社会の監督を受けること

第五十九条 委託を受けて個人情報を取り扱う受託者は、本法及び関連の法律・行政法規の規定に従い、必要な措置を採択して自らを取り扱う個人情報のセキュリティを保障し、本法の定める義務の履行に向けて個人情報の取扱者に協力しなければならない。

第六章 履行个人信息保护职责的部门

第六十条 国家网信部门负责统筹协调个人信息保护工作和相关监督管理工作。国务院有关部门依照本法和有关法律、行政法规的规定，在各自职责范围内负责个人信息保护和监督管理工作。

县级以上地方人民政府有关部门的个人信息保护和监督管理职责，按照国家有关规定确定。

前两款规定的部门统称为履行个人信息保护职责的部门。

第六十一条 履行个人信息保护职责的部门履行下列个人信息保护职责：

- (一) 开展个人信息保护宣传教育，指导、监督个人信息处理者开展个人信息保护工作；
- (二) 接受、处理与个人信息保护有关的投诉、举报；
- (三) 组织对应用程序等个人信息保护情况进行测评，并公布测评结果；
- (四) 调查、处理违法个人信息处理活动；
- (五) 法律、行政法规规定的其他职责。

第六十二条 国家网信部门统筹协调有关部门依据本法推进下列个人信息保护工作：

- (一) 制定个人信息保护具体规则、标准；
- (二) 针对小型个人信息处理者、处理敏感个人信息以及人脸识别、人工智能等新技术、新应用，制定专门的个人信息保护规则、标准；
- (三) 支持研究开发和推广应用安全、方便的电子身份认证技术，推进网络身份认证公共服务建设；
- (四) 推进个人信息保护社会化服务体系建设，支持有关机构开展个人信息保护评估、认证服务；

第六章 個人情報保護職責の履行機関

第六十条 国家インターネット情報部門は、個人情報保護業務及び関連監督管理業務の統括・調整を担当する。国务院の関連部門は、本法及び関連の法律・行政法規の規定に従い、各自の職責の範囲において、個人情報保護及び監督管理業務を担当する。

県級以上の地方人民政府の関連部門における個人情報の保護及び監督管理の職責は、国家の関連規定に従って確定する。

前二項の定める機関は、併せて個人情報保護職責履行部門という。

第六十一条 個人情報保護職責履行部門は、次の各号に掲げる個人情報保護の職責を履行する。

- (一) 個人情報の保護に係る宣传教育の実施、個人情報の取扱者による個人情報保護業務の展開に対する指導・監督
- (二) 個人情報保護に係る陳情・通報の受理・取扱い
- (三) アプリケーションプログラムなどの個人情報保護の状況に対する検査と評定の実施、検査・評定結果の公開
- (四) 違法な個人情報の取扱活動に対する調査及び・処分
- (五) 法律又は行政法規の定めるその他の職責

第六十二条 国家インターネット情報部門は、関連部門の本法に基づく次の各号に掲げる個人情報保護業務の推進を統括・調整する。

- (一) 個人情報の保護に係る具体的な規則と基準の制定
- (二) 小規模の個人情報取扱者、個人機微情報の取扱い、顔認証、人工知能などの新たな技術及び応用を対象とする特別な個人情報保護に係る規則・基準の制定
- (三) 安全かつ利便性の高い電子身分認証技術の研究・開発・普及・応用の支持、オンライン身分認証公共サービス構築の推進
- (四) 個人情報保護の社会化サービス体系構

(五) 完善个人信息保护投诉、举报工作机制。

第六十三条 履行个人信息保护职责的部门履行个人信息保护职责，可以采取下列措施：

- (一) 询问有关当事人，调查与个人信息处理活动有关的情况；
- (二) 查阅、复制当事人与个人信息处理活动有关的合同、记录、账簿以及其他有关资料；
- (三) 实施现场检查，对涉嫌违法的个人信息处理活动进行调查；
- (四) 检查与个人信息处理活动有关的设备、物品；

对有证据证明是用于违法个人信息处理活动的设备、物品，向本部门主要负责人书面报告并经批准，可以查封或者扣押。

履行个人信息保护职责的部门依法履行职责，当事人应当予以协助、配合，不得拒绝、阻挠。

第六十四条 履行个人信息保护职责的部门在履行职责中，发现个人信息处理活动存在较大风险或者发生个人信息安全事件的，可以按照规定的权限和程序对该个人信息处理者的法定代表人或者主要负责人进行约谈，或者要求个人信息处理者委托专业机构对其个人信息处理活动进行合规审计。个人信息处理者应当按照要求采取措施，进行整改，消除隐患。

履行个人信息保护职责的部门在履行职责中，发现违法处理个人信息涉嫌犯罪的，应当及时移送公安机关依法处理。

策の推進、関連機構による個人情報保護に係る評価・認証サービス展開の支持
(五) 個人情報保護に係る陳情・通報業務メカニズムの完全化

第六十三条 個人情報保護職責履行部門は、個人情報保護の職責を履行し、次の各号に掲げる措置を採択することができる。

- (一) 関連当事者への質問、個人情報取扱活動に係る状況の調査
- (二) 当事者の個人情報取扱活動に係る契約、記録、帳簿及び他の関連資料の調査・閲覧・複製
- (三) 現場検証の実施、違法性の嫌疑の掛かった個人情報取扱活動に対する調査
- (四) 個人情報の取扱活動に係る設備・物品の検査

違法な個人情報の取扱活動への使用を証明する証拠のある設備・物品に対しては、自らの部門の主要責任者に書面をもって報告し、承認を経て、封印し、又は差し押さえることができる。

個人情報保護職責履行部門が法により職責を履行するときは、当事者は、これに協力及び服従しなければならない、これを拒絶又は妨害してはならない。

第六十四条 個人情報保護職責履行部門は、職責の履行過程において、個人情報の取扱活動における比較的に大きなリスクの存在、又は個人情報セキュリティインシデントの発生に気が付いたときは、規定の権限及び手続に従って当該個人情報取扱者の法定代表者又は主要責任者に対する面談を行い、又は自らの個人情報取扱活動に対するコンプライアンス監査執行の専門機構への委託を個人情報取扱者に要求することができる。個人情報の取扱者は、要求に従って措置を採択し、是正を行い、潜在的な危険を解消しなければならない。個人情報保護職責履行部門は、職責の履行過程において、違法な個人情報の取扱いに犯罪の嫌疑の掛かっている旨に気が付いたときは、遅滞なく公安機関に移送し、当該機関に法

第六十五条 任何组织、个人有权对违法个人信息处理活动向履行个人信息保护职责的部门进行投诉、举报。收到投诉、举报的部门应当依法及时处理，并将处理结果告知投诉、举报人。

履行个人信息保护职责的部门应当公布接受投诉、举报的联系方式。

第七章 法律责任

第六十六条 违反本法规定处理个人信息，或者处理个人信息未履行本法规定的个人信息保护义务的，由履行个人信息保护职责的部门责令改正，给予警告，没收违法所得，对违法处理个人信息的应用程序，责令暂停或者终止提供服务；拒不改正的，并处一百万元以下罚款；对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处一万元以上十万元以下罚款。

有前款规定的违法行为，情节严重的，由省级以上履行个人信息保护职责的部门责令改正，没收违法所得，并处五千万元以下或者上一年度营业额百分之五以下罚款，并可以责令暂停相关业务或者停业整顿、通报有关主管部门吊销相关业务许可或者吊销营业执照；对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处十万元以上一百万元以下罚款，并可以决定禁止其在一定期限内担任相关企业的董事、监事、高级管理人员和个人信息保护负责人。

第六十七条 有本法规定的违法行为的，依照有关法律、行政法规的规定记入信用档案，并予以公示。

により取り扱わせなければならない。

第六十五条 いずれの組織及び個人も、違法な個人情報の取扱活動に対し、個人情報保護職責履行部門への陳情又は通報を行うことができる。陳情・通報を受けた部門は、法により遅滞なく取り扱い、取扱結果を陳情者又は通報者に告知しなければならない。

個人情報保護職責履行部門は、陳情・通報受付用の連絡方法を公開しなければならない。

第七章 法的責任

第六十六条 本法の規定に違反して個人情報を取り扱い、又は個人情報の取扱時に、本法の定める個人情報保護義務を履行していなかったときは、個人情報保護職責履行部門は、是正命令・警告・違法所得の没収を行い、個人情報を違法に取り扱ったアプリケーションプログラムに対し、サービス提供の一時停止又は終了を命ずる。是正を拒絶したときは、一百万円以下の過料を併科する。直接の責任を負っていた主管者及び他の直接の責任者は、一万元以上十万元以下の過料に処する。

前項の定める違法行為に及び、情状が深刻であったときは、省級以上の個人情報保護職責履行部門は、是正を命じ、違法所得を没収し、五千万元以下又は前年度の売上高の百分の五以下の過料を併科し、かつ、関連業務の一時停止又は操業停止・肅正を命じ、関係主管機関に報告し、関連の業務許可証又は営業許可証を取り消させることができる。直接の責任を負っていた主管者及び他の直接の責任者に対しては、十万元以上一百万元以下の過料に処し、一定期間中の関係企業における董事・監事・高級管理職員・個人情報保護責任者の担当の禁止を決定することができる。

第六十七条 本法の定める違法行為に及んだときは、関連の法律及び行政法規の規定に従って信用記録文書に組み入れ、これを公示する。

第六十八條 國家機關不履行本法規定的個人信息保護義務的，由其上級機關或者履行個人信息保護職責的部門責令改正；對直接負責的主管人員和其他直接責任人員依法給予處分。

履行個人信息保護職責的部門的工作人員玩忽職守、濫用職權、徇私舞弊，尚不構成犯罪的，依法給予處分。

第六十九條 處理個人信息侵害個人信息權益造成損害，個人信息處理者不能證明自己沒有過錯的，應當承擔損害賠償等侵權責任。

前款規定的損害賠償責任按照個人因此受到的損失或者個人信息處理者因此獲得的利益確定；個人因此受到的損失和個人信息處理者因此獲得的利益難以確定的，根據實際情況確定賠償數額。

第七十條 個人信息處理者違反本法規定處理個人信息，侵害眾多個人的權益的，人民檢察院、法律規定的消費者組織和由國家網信部門確定的組織可以依法向人民法院提起訴訟。

第七十一條 違反本法規定，構成違反治安管理行為的，依法給予治安管理處罰；構成犯罪的，依法追究刑事責任。

第八章 附則

第七十二條 自然人因個人或者家庭事務處理個人信息的，不適用本法。

法律對各級人民政府及其有關部門組織實施的統計、檔案管理活動中的個人信息處理有

第六十八條 國家機關が本法の定める個人情報保護の義務を履行しなかったときは、その上級機関又は個人情報保護職責履行部門が、是正を命ずる。直接の責任を負っていた管理者及び他の直接の責任者に対しては、法により処分を下す。

個人情報保護職責履行部門の職員が、職務怠慢・職権濫用・私利追求の行為に及び、なおも犯罪を構成していなかったときは、法により処分を下す。

第六十九條 個人情報の取扱活動に起因して個人情報の權益を侵害した個人情報の取扱者は、自らの無過失を証明することができないときは、損害賠償等の権利侵害責任を負担しなければならない。

前項の定める損害賠償責任は、個人が当該活動に起因して被った損失、又は個人情報の取扱者が当該活動に起因して獲得した利益に従って確定する。個人の当該活動に起因して被った損失、及び個人情報取扱者の当該活動に起因して獲得した利益の確定が、困難であるときは、実状に基づき、賠償金額を確定する。

第七十條 個人情報の取扱者が本法の規定に違反して個人情報を取り扱い、数々の個人の權益を侵害したときは、人民檢察院、法律の定める消費者機構、及び國家インターネット情報部門が確定した組織は、法により人民法院に訴訟を提起することができる。

第七十一條 本法の規定に違反し、治安管理に違反する行為を構成したときは、法により治安管理上の処分を下す。犯罪を構成したときは、法により刑事責任を追及する。

第八章 附則

第七十二條 自然人は、個人又は家庭の事務に起因して個人情報を取り扱うときは、本法の適用を受けない。

法律が、各級の人民政府及びその関連部門の編成・実施する統計・公文書管理活動中の

<p>规定的，适用其规定。</p> <p>第七十三条 本法下列用语的含义：</p> <p>（一）个人信息处理者，是指在个人信息处理活动中自主决定处理目的、处理方式的组织、个人。</p> <p>（二）自动化决策，是指通过计算机程序自动分析、评估个人的行为习惯、兴趣爱好或者经济、健康、信用状况等，并进行决策的活动。</p> <p>（三）去标识化，是指个人信息经过处理，使其在不借助额外信息的情况下无法识别特定自然人的过程。</p> <p>（四）匿名化，是指个人信息经过处理无法识别特定自然人且不能复原的过程。</p> <p>第七十四条 本法自 2021 年 11 月 1 日起施</p>	<p>個人情報の取扱いに対して規定を行っているときは、当該規定を適用する。</p> <p>第七十三条 本法における次の各号に掲げる用語の意味は、次のとおりとする。</p> <p>（一）個人情報の取扱者とは、個人情報の取扱活動において、取扱いの目的・方法を自主的に決定する組織又は個人をいう。</p> <p>（二）自動処理での意思決定とは、コンピュータプログラムを通じて個人の行為、習慣、興味、趣味、経済・健康・信用状況などを自動的に分析又は評価し、意思決定を行う活動をいう。</p> <p>（三）非識別化とは、個人情報が処理を経て、それを追加的な情報の助けを借りない状況の下では、特定の自然人であるものと識別することができなくさせる過程をいう。</p> <p>（四）匿名化とは、個人情報が処理を経て、特定の自然人を識別することができず、かつ、復元することもできない過程をいう。</p> <p>第七十四条 本法は、2021 年 11 月 1 日をもって施行する。</p>
--	--



ウィーチャット番号：C-JLegalFrontlines

- お問い合わせや、ご感想、ご要望をお寄せいただく際には、専用メールボックス（メールアドレス：newsletter@jtnfa.com）あるいは QR コードのスクリーンショットをご利用ください。